

狂犬病予防注射と犬の登録のお知らせ

犬の所有者は、狂犬病予防法により年1回の狂犬病予防注射が義務となっています。令和6年度「集合狂犬病予防注射」を実施します。最寄りの会場で接種してください。

実施日程：5月8日(水)

時 間	実 施 場 所
9:30~10:00	龍 門 総 合 会 館
10:15~10:45	中竜門地域振興センター
11:00~11:30	国栖の里総合センター
13:00~13:30	宮滝河川交流センター

実施日程：5月9日(木)

時 間	実 施 場 所
9:30~ 9:50	聚 法 殿
10:00~10:30	吉野山下千本観光駐車場
10:45~11:30	丹 治 公 民 館
13:00~14:00	吉 野 町 役 場 前

料 金

1頭につき3,400円

※おつりの要らないように、ご用意ください。
(狂犬病予防注射料金2,850円+注射済表交付料金550円)

※新たに犬を飼った場合や、登録手続きを行っていない場合は、上記料金の他に登録手数料として3,000円が必要です。

注 意 事 項

- ◆生後90日未満の犬は接種できません。
- ◆郵送された書類を持参してください。
(※令和5年1月20日現在台帳登録者に送付)
- ◆糞は飼い主が持ち帰ってください。
- ◆犬の首輪は抜けないようにし、手綱は短く持ってください。
- ◆犬の健康状態によっては、接種をお断りすることもあります。あらかじめご了承ください。

こんな時は届け出が必要です

- ◆犬を飼い始めたとき
- ◆犬が死亡したとき
- ◆登録内容に変更があったとき
- ◆飼い主の住所が変わったとき
(町外に転出の場合は、転出先の市町村に届けてください。)
- ◆犬の所在地が変わったとき
- ◆鑑札を失くしたとき

法律の定めにより、犬の飼い主は、生後90日経過した日から30日以内に登録の申請をしなければなりません。犬の登録などの届け出は環境対策室で受け付けています。

犬・猫の飼い主のみなさんへ



近隣に迷惑がかからないように、ムダ吠えやトイレのしつけをしましょう。家族の一員として、最後まで責任を持って大切に飼いましょう。散歩中に飼い犬が糞をしたら、地域の方に迷惑となります。必ず持ち帰り、適正に処理しましょう。

岡暮らし環境整備課環境対策室 TEL(32)9024

5月のごみ収集日程

収集地区名	収 集 日					
	粗大ごみ	ビン	カン類	ペットボトル	不燃物	古紙
上市地区全域・橋屋・左曽・六田	6日(月)	13日(月)	20日(月)	27日(月)	1日(水)	15日(水)
吉野山地区全域・飯貝・丹治	7日(火)	14日(火)	21日(火)	28日(火)	8日(水)	22日(水)
龍門地区全域・中竜門地区全域	2日(木) 千股のみ6日(月)	9日(木) 千股のみ13日(月)	16日(木) 千股のみ20日(月)	23日(木) 千股のみ27日(月)	1日(水)	15日(水)
国栖地区全域・中荘地区全域	3日(金)	10日(金)	17日(金)	24日(金)	8日(水)	22日(水)

問[分別について] 吉野町クリーンセンター【TEL(32)1275】

★5月19日は、家庭系ごみの持ち込みを受け付けします。

問[収集について] 美吉野環境ステーション【TEL(39)9145】 ★ごみは午前8時までに出してください。

「ごみの区別と出し方」⇒



国民年金のお知らせ

今年度の国民年金保険料は 月額 **16,980円**

便利でお得な納付方法をご利用ください。

申し込みは
年金事務所へ
(下記参照)



口座振替(口座からの引き落とし)

種 類	割引額	納付時期
早割	月々60円	当月末
前納	6か月	[4~9月分]...4月末 [10月~翌年3月分]...10月末
	1年	[4月~翌年3月分]...4月末
	2年	[4月~翌々年3月分]...4月末

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間が省けます。さらに「早割(当月末納付)」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

前納の保険料は
こちらから確認➡

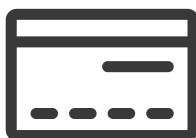


クレジットカード納付

年金事務所に申し込み、継続的にクレジットカード会社から立替納付を行うものです。

さらに、「前納」で納めると、保険料が割り引きされます。ただし、【早割】は適用されません。

6か月前納・1年前納・2年前納の割引額は、納付書による現金納付の割引額と同額になります。



電子納付

ペイジー、インターネットバンキング、スマートフォン決済等もご利用いただけます。電子納付の利用方法等については、日本年金機構ウェブサイトの動画をチェック➡



付加保険料で将来受け取る年金を増やせます

定額保険料(16,980円)に加えて、月額400円の付加保険料を納めると、年金受給時に年額で【200円×付加保険料を納めた月数】の付加年金が加算されます。2年以上年金を受け取ると支払った付加保険料以上の年金が受けられます。

※国民年金基金加入者は付加保険料を納められません。

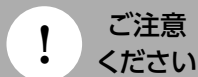
令和6年度 町税の納付および納期限

月\科目	固定資産税	軽自動車税	町県民税
5月	1期(5月31日)	全期(5月31日)	
6月			1期(7月1日)
7月	2期(7月31日)		
8月			
9月			2期(9月30日)
10月	3期(10月31日)		
11月			3期(12月2日)

納付が可能な金融機関

- ・南都銀行 ・奈良県農業協同組合
- ・近畿2府4県内のゆうちょ銀行または郵便局

- 通知書は、固定資産税・軽自動車税は、5月10日、町県民税は6月10日にそれぞれ郵送します。
- 納期限までに納付、口座振替の方は預金口座の確認をお願いします。期限までに納付がない場合は、延滞金(利息)や督促手数料が発生しますのでご注意ください。
- 全国各地のコンビニエンスストア、金融機関、スマートフォンアプリ、二次元コードの読み取りで納付してください。



ご注意ください

- ▶銀行やコンビニエンスストア等での納付に際して、誤って「全期」と「1、2、3期」の両方を一括して納付されるケースが増えています。お間違えのないようにお願いします。
- ▶納付書は、コンビニ各社との取り決めにより、ホッチキスで止めることは出来なくなりました。
- ▶納付書(固定資産税、町県民税)は、1年分を一括して納付する「全期」と3回に分けて納付する「1期」「2期」「3期」の4枚で構成されています。

納税相談窓口のご案内

月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)の午前8時30分～午後5時15分まで、役場 町民税務課で町税に関する納税相談をお受けしています。
相談は電話でもお受けします(ご相談内容によっては来庁をお願いする場合があります)。

場 所 町民税務課(役場1階)
取扱い税目 町県民税・固定資産税
軽自動車税・国民健康保険税

*相談にお越しの際は、印鑑・納税通知書をお持ちください。

納期限までに納めることができない場合には、そのまましておかないで早めにご相談ください。

お問い合わせ先

町民税務課(税務担当) NTT…TEL(32)3081 IP直通…TEL(39)9062

奈良県からのお知らせ 自動車税の納期限は5月31日です

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売などの場合は使用者)に課税されます。必ず納期限(5月31日)までに納付してください。納期限を過ぎると延滞金が加算されます。金融機関の窓口だけでなく、コンビニ、ペイジー、地方税お支払サイトを利用したクレジットカード、スマート

フォンアプリでも納付できます。詳細につきましては、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。運輸支局での住所変更手続きが遅れている等の理由により、自動車税納税通知書が届いていない場合は、奈良県自動車税事務所(自動車税第一課 TEL0743-51-0081)へご連絡ください。

※住所変更された方や県外ナンバーの自動車をお持ちの方は運輸支局で速やかに変更登録の手続きをしてください。